

事務的なこと

▶ 納入金について（保護者に負担していただくお金）

教育活動に関する経費のうち、保護者の皆様にご負担をお願いします給食費や教材費・積立金などの納入金は、本校の指定する銀行で「口座振替」により納入していただいています。

指定銀行及び振替日

指定銀行	振替期間	振替手数料	振替日	摘要
池田泉州銀行 北千里支店	5月～ 翌年2月	0円（H26年度）	毎月9日	休業日の場合は、 翌営業日

4月と翌年3月は振替ができませんので、それぞれまとめて、5月に2ヶ月、2月に2ヶ月分振り替えします。

※ 各月の振込日（毎月定例日：9日）にご注意いただき、残高のご確認をお願いします。
（銀行の指定日に引き落としができないと、現金で持ってきていただくことになります。）

❖ 納入金の内訳（予定金額）

- ① 給食費……………低学年 3,650 円 中学年 3,700 円 高学年 3,750 円（月額）
- ② PTA 会費…………… 会員1人につき 250 円（月額）
- ③ 教材費…………… 学年・月によって金額が違います。
（変更月ごとにお知らせします。）
- ④ 積立金…………… 5年生 2,000 円（月額） 6年生 3,000 円（月額）
- ⑤ 日本スポーツ振興センター掛金…………… 年額 460 円
（登下校中や在校中のケガに対し、規定に従って給付金が支払われる制度です。）

❖ 給食費・教材費の調整

学校行事等で給食をストップした場合は、その回数に応じた金額を学期末に減額して徴収または返金します。

❖ 口座振替の手続き（できるだけお早めをお願いします。）

- ① 池田泉州銀行北千里支店で口座を開設して下さい。
- ② 「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印の上、銀行窓口へ提出し、口座の確認を受けて下さい。（確認が終われば返却されます。）
- ③ 返却された「預金口座振替依頼書」を学校に提出して下さい。
提出期限等は必ずお守り下さい。手続きが進まず困ることがあります。

注* 本校に兄弟が在校の場合や、すでに口座をお持ちの場合はその口座を利用できますが、預金口座振替依頼書の銀行での手続きと、手続き後の学校への書類提出は必要です。（上記②③の手続き）

▶ 教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入することとなります。2学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転出は給付されません。

教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使っています。

▶ 転校手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡して下さい。転校に必要な書類の作成や、給食費などの精算を行います。

校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを学校へ連絡して下さい。連絡帳で結構です。

❖ 転校手続きの流れ

- ① 市役所市民課または出張所で転出届を出します。（市内転居の場合は転居届）
吹田市街は転居予定日の約2週間前から受け付け
吹田市内の場合は転居後14日以内に届け出
- ② 窓口で発行された「転学（出）通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出します。
市内転居の場合は「転学（出）通知書（赤色で印刷）」「転入学通知書（黒色で印刷）」の2種類発行されますのでご注意ください。
- ③ 本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。
- ④ 転出先の市役所等へ転入届を出します。（市外転居のみ）
窓口の案内に従って手続きします。
- ⑤ 転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

❖ 区域外就学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。